

○厚生労働省
経済産業省告示第三号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十一条の規定に基づき次に掲げる優先評価化学物質の指定を取り消したので、公示する。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

経済産業大臣 武藤 容治

環境大臣 浅尾慶一郎

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第11条の規定に基づき指定を取り消した優先評価化学物質の名称	撤廃番号
27	N, N-ジメチルホルムアミド	(2)-680
129	1, 3-ジイソシアナト（メチル）ベンゼン	(3)-2214
230	カリウム = 2-エチルヘキサノアート	(2)-611
244	エチル = 水素 = スルファート	(2)-3231

- 255 4, 4' -ジアミノ - 3, 3' -ジクロロジフェニルメタン (別名 4, 4' -メチレンビス (2 -クロロアニリン)) (4)-95
(4)-96
(4)-275
- 256 ビシクロ [2 . 2 . 1] ヘプタン - 2, 5 (又は 2, 6) -ジイル = ジシアニドの混合物 (4)-1715